



## 1. はじめに

当ドッグラン広場では、愛犬家の方々が安全かつ安心してご利用いただけるように、本規約を必ず厳守していただきます。利用する方には、関係法令や本規約を守ることを約束いただき、事前に利用登録申請(無料)をしていただきます。お守りいただけない方には、ご利用をお断りする場合があります。

## 2. 施設概要

- (1) 管理者 山県市(建設課)
- (2) 名称 山県市おおが城山公園ドッグラン広場
- (3) 設置場所 山県市大桑3654番地
- (4) 規模 約1,200㎡(フリーゾーン、犬種・大きさを問わず利用可)
- (5) 設備 柵:メッシュフェンス(柵高1.2m)、地面:砂  
※犬用トイレや足洗い場、水飲み場はありません。なお、柵を越えるおそれがあるなど、当ドッグラン広場の施設が愛犬に適さない場合は、ご利用をご遠慮ください。
- (6) 駐車場 20台程度
- (7) 利用時間 8時30分～17時00分(ただし、日没時間の方が早い場合は日没時間)
- (8) 利用料金 無料
- (9) 施設図



(10)位置 図



### 3. 利用方法

当ドッグラン広場を利用するには、事前に利用登録手続きが必要です。書類等確認(審査)の結果、登録が完了しましたら登録証を後日郵送します。即日発行はできませんので、ご注意ください。

#### (1) 利用登録について

##### 【申請書での申請方法】

- ◆登録場所： 山口市役所2階 建設課窓口
- ◆受付時間： 平日 8時30分～17時15分(土日祝日及び年末年始を除く。)
- ◆必要書類： 登録手続きには下記の6点が必要となります。提出された書類は返却できません。なお、提出書類に不備があると登録できませんのでご注意ください。

##### ① 登録者身分証の写し

(18歳以上で、申請者の住所・氏名・年齢が確認できるもの)

##### ② 犬鑑札(市区町村への登録が済んでいることを証明する札)の写し

##### ③ 狂犬病予防注射済票の写し(当該年度の札、又は過去1年以内の証明書)

##### ④ 5種以上のワクチン接種証明書の写し(過去1年以内のもの)

<ワクチン5種>

犬ジステンバー、犬伝染性肝炎、犬アデノウイルス2型感染症

犬パラインフルエンザ感染症、犬パルボウイルス感染症

##### ⑤ 犬のカラー写真(犬の種類や大きさが分かるもの、全身が写っていること。)の原本(データ不可。L判程度で現像又はプリンター出力したもの)

##### ⑥ ドッグラン利用登録申請書兼誓約書(誓約書に申請者の署名が必要です。なお、建設課窓口でも配布しています。)

##### 【LoGo フォームでの申請方法】

以下の URL、又は二次元コードから申請してください。

<https://logofrm.jp/form/deem/179163>



##### ◆その他:

- ・愛犬1頭につき1登録となります。
- ・登録者1人に対する愛犬の登録頭数制限はありませんが、ノーリードでのご利用は1人につき2頭までです。
- ・登録期間は、登録日からその年度末までです。

## (2) 登録更新について

- ・年度終了後も引き続き利用希望される方は、山口市役所建設課、又は LoGo フォームにて更新手続きが必要です。
- ・更新手続きは、毎年2月1日(休日の場合は次の平日)から受付いたします。
- ・更新手続きには新規登録時と同様に、必要書類が必要です。
- ・更新登録が完了しましたら、後日更新年度の登録証を郵送します。
- ・新規登録時と同様に、必要書類の不備等ある場合は登録できませんのでご注意ください。
- ・2～3月に新規登録申請をする場合、登録更新を同時にさせていただくことが可能です。その際、利用登録申請書兼誓約書は2枚必要となります。

## 4. 利用のきまり

### (1) ドッグラン広場入口扉の開錠方法

- ・出入口はダイヤル錠にて施錠してあります。登録時にお伝えする番号で開錠してください。また、出入りの際は必ず施錠してください。なお、この番号は他の人には教えないでください。  
※ダイヤル番号は年度毎に変更しますので、翌年度も利用を希望される方は、必ず登録の更新手続きを行ってください。
- ・当ドッグラン広場は無人です。犬の脱走を防ぐため、ドッグランの出入口は二重扉になっています。扉を開ける際は、もう一方の扉が閉まっていることを必ず確認してください。

### (2) 利用上のルール・注意事項

- ① ドッグラン内外で起きた咬み付き・喧嘩・事故及び死亡・負傷・感染等、全てのトラブルは利用者の自己責任とし、当事者同士で解決してください。管理者は一切責任を負わず、損害賠償請求は一切お受けできません(人・犬のいずれも同様)。
- ② 次の犬はご利用をお断りします。※犬以外の動物は、利用できません。
  - ・ 狂犬病及び5種以上の混合ワクチンの予防接種を1年以上受けていない愛犬
  - ・ 内部・外部寄生虫、皮膚感染等がある愛犬及びそのおそれがある愛犬
  - ・ 生後6ヶ月未満の愛犬
  - ・ 他の人や犬に危害・恐怖感を加えるおそれのある愛犬
  - ・ 飼い主がコントロールできない愛犬
  - ・ 噛み癖のある愛犬
  - ・ 発情期(発情開始後1ヶ月間)の愛犬(メス)
- ③ ご利用の際は、当該年度の登録証をお持ちください。(年度で登録証の色が変わります。)登録証は、ネックホルダーをご用意の上、見えるように首に掛けてください。なお、登録証の貸与・複写は絶対にしないでください。

- ④ 犬に咬まれた場合あるいは愛犬が人を咬んだ場合は、速やかに岐阜保健所本巢・山県センター(TEL:058-213-7269)へ届け出てください。
- ⑤ 中学生以下の方が利用する際は、必ず保護者が同伴してください。また、お子様連れの方は、トラブル・怪我等に十分注意してください。なお、ベビーカーでの入場はできません。
- ⑥ ドッグランに入る時は、必ずリードをつけたまま入ってください。愛犬が他の犬や人に慣れてから、リードを外してください。
- ⑦ ドッグラン以外では、必ずリードを付けてください。
- ⑧ ノーリードでのご利用は、利用者1人につき愛犬2頭までとします。
- ⑨ 常に飼い主の命令に従うことができない愛犬は、リードを外さないでください。
- ⑩ 愛犬が他の利用者や犬を追いかけたり、吠え続けたり、咬み付こうとしたり、マウンティングをした場合は、速やかに止め、落ち着くまで利用はしないでください。
- ⑪ ボール・ディスクなどの玩具は、他の利用者の迷惑にならないようにご使用ください。また、ドッグバギーでの入場は禁止です。
- ⑫ 人も犬もドッグラン内での飲食は禁止です。
- ⑬ ドッグラン内及び周辺でのブラッシング(毛づくろい)は、禁止です。
- ⑭ ドッグラン内及び周辺での喫煙・火気類の使用は禁止です。
- ⑮ 公園内に犬用トイレはありません。排尿・排便を済ませてからご利用ください。もし愛犬が排便した際は速やかに取り除き、必ず持ち帰ってください。
- ⑯ ゴミや犬のフンは必ず持ち帰ってください。公園及び周辺の美化にご協力ください。
- ⑰ 営利目的の営業活動や、管理者の承認を受けない団体活動、布教活動、許可を受けていない雑誌・TVなどの取材・撮影、個人の肖像権に抵触する撮影はできません。
- ⑱ 当施設管理者がふさわしくないと判断した場合は、退場していただく場合があります。
- ⑲ 愛護動物の虐待・遺棄は犯罪です。違反すると法律により懲役や罰金に処せられます。(「動物の愛護及び管理に関する法律」より)
- ⑳ 関係法令を遵守してください。
- ㉑ 皆様が安全・安心して利用いただくために、管理者によるパトロール・防犯監視設備等による管理を実施します。ご承知ください。
- ㉒ ご利用状況やイベント、天候不良等により、予告なく利用中止または利用規約の変更を行う場合があります。また、雨天・荒天により危険と思われる場合は、利用しないでください。

以上

管理者 山県市高木 1000 番地 1  
山県市役所 建設課  
TEL 0581-22-6832

附 則

この規約は、平成28年3月1日から施行する。

附 則(平成31年3月7日)

この規約の変更は、平成31年3月7日から施行する。

附 則(令和5年2月1日)

この規約の変更は、令和5年2月1日から施行する。